

全員協議会会議録

- 1 日 時 平成30年11月30日（水）
10時00分開会 10時37分閉会
- 2 場 所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 大谷昭宣・桜井崇裕・北村光明・高橋政悦・佐藤幸一・原 紀夫
口田邦男・中島里司・奥秋康子・安田 薫・西山輝和
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
 - (1) 広報広聴常任委員会からの報告事項について
 - ・議会広報発行基本要綱、議会広報発行細則の全部改正について
 - (2) 議会活性化特別委員会からの報告事項について
 - ・委員会の所管、委員任期について
 - ・模擬議会の開催、議会モニター制度の導入、議員の研修計画について
 - ・議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正等について
 - ・タブレットの導入について
 - (3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

加来議長：全員協議会を開会する。今日は、広報広聴常任委員会と議会活性化特別委員会で新年度に向けた議会の取り組みについて、これまで協議した結果、案がまとまったので報告し協議する。議件に入る。

(1) 広報広聴常任委員会からの報告事項について

- ・議会広報発行基本要綱、議会広報発行細則の全部改正について

加来議長：広報広聴常任委員会からの報告事項について、広報広聴常任委員長の北村議員から説明をお願いします。

北村議員：広報広聴常任委員会として、議会広報紙のあり方について議論してきた。その中で最終的に議会広報発行基本要綱、議会広報発行細則を全部改正するということが提案したい。これまでは議会活性化特別委員会の中で検討した結果、広報広聴常任委員会が設置され、町民に分かりやすく親しまれる議会広報づくりがどうあるべきかということで、紙面構成などの見直しを検討してきた。7月9日、10日に栗山町、仁木町の先進的な事例を視察研修し、どういった広報紙を作成するか、どんな苦労があるかということを学んできた。それを受けて掲載する記事など具体的な協議を行い、特に議員が自ら責任を持って広報紙を発行するという、事務局との役割分担をより明確にしていくという協議を行ってきた。その結果、議会広報発行基本要綱、議会広報発行細則を一部手直しし、追加した分を含めて報告する。なお、より多くの町民に読んでもらえる広報を目指すということで、表紙には子どもの写真を使い、表紙、裏表紙はカラー印刷、中身は二色刷り印刷とすることになった。

議会広報発行基本要綱の主な改正内容について説明する。「1 発行時期について」は、これまでと同じ年4回、そのほか臨時号も発行することができる。これについては変わっていない。「2 編集について」は、次の条項を新たに明記した。(1)、これまでの発行責任者は議長だったが、より明確にそれを規定する。(2)、編集会議は、発行ごとに開催する。(3)、編集体制は、広報広聴常任委員(6名)と事務局の共同作業とするが、議員が編集するものであるということの基本に各委員は常に編集技術の向上に努めるものとする。(4)、町民が読むことを念頭に「読みやすく、わかりやすく」を基本とし、見出しや写真を効果的に使い、親しまれる議会広報を目指す。(5)、各委員は他の委員と十分に協議し、独善的な編集は行わないこととする。(6)、議事は秘密会以外は全て公開するというものなので、議会の審議内容も隠すことなく正確に町民に伝えることを基本としていく。(7)、主な内容は一般質問、行政報告、審議した主な議案、委員会報告、議員の賛否一覧、意見書・決議・請願・陳情、町民の声とし、要約して掲載する。

(8)、町広報紙との重複掲載は避け、違う切り口によって議会らしい差別化を図っていく。以上、主に変わったものは2番目の編集のところ。「3 その他」、この要綱に定めのないものについては広報広聴常任委員会に諮って議長が最終的に決定する。

次に、議会広報発行細則の主な改正内容について説明する。発行基本要綱の「2(7) 掲載する内容」について、具体的な掲載方法をより明確にした。《一般質問》は、扉ページを作成、似顔絵掲載、1人1ページ3項目以内で写真やイラストを入れる。質問事項は450字以内で会期中に質問した議員が提出する。答弁は質問議員以外の委員が要約し、写真、イラストの選定は委員会の中で決定していく。《審議した主な議案》は、委員会で取捨選択して、審議経過が分かるような掲載をする。《委員会報告》は、当該委員長が500字以内に要約、宿泊を伴う場合は1,000字以内で要約する。《意見書・決議・請願・陳情》については、否決・不採択の場合は理由を掲載していく。《町民の声》は、顔写真を入れて裏表紙に掲載し、取材は各委員が担当制で持ち回りでやっというと考えている。《その他》として、表紙写真は各委員が当番制で決め、表紙には目次を掲載する。以上、議会広報発行基本要綱と発行細則について改正したいということで報告する。

加来議長：北村委員長から説明があった。質疑を受ける。

(なしの声あり)

加来議長：質疑は無いようなので質疑はこれで終わる。来年度からの議会広報発行基本要綱、議会広報発行

細則をこのように進めることに決定したいがよろしいか。

(よいという声あり)

加来議長：この案で進める。

(2) 議会活性化特別委員会からの報告事項について

加来議長：議会活性化特別委員会からの報告事項については、議会活性化特別委員会から4件の報告があるので、1項目ずつ説明を受け質疑を行う。

・委員会の所管、委員任期について

加来議長：最初に、委員会の所管、委員任期について、議会活性化特別委員会委員長の原議員より説明をお願いします。

原議員：議会活性化特別委員会での調査・検討がひと通り終了し最終的にまとまったので、これまで未報告の調査・検討結果を報告する。一昨年6月に特別委員会をつくって以降、現在まで30数回の会合をもって、喧々諤々の議論をしたこともあるし、ここまでに至る道りは非常に厳しいものがあった。最終的に議会に報告できるような事態になったことを嬉しく思うとともに、協力いただいた議員の皆さんにも感謝している。1つ目は委員会の所管と委員の任期について。2つ目は模擬議会の開催・議会モニター制度の導入・議員の研修計画について。3つ目は議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正等について。最終項目はタブレットの導入ということで、この4項目について説明をする。

1つ目の委員会の所管と委員の任期だが、「総務文教・産業厚生」の2常任委員会であったが、これを「総務産業・厚生文教」の2常任委員会に所管と名称を変えて今進めているところであり、更に議会運営委員会の所管から広報広聴に関わる事項を除いて広報広聴の関係を専任化した広報広聴常任委員会を新たに設置したことは既に知っていることと思う。委員の任期については、本町は2年であり、十勝管内でも4年任期の議会があり、それぞれの長所・短所を挙げながら協議したが、議員としての4年任期の中で、2年のほうが幅広く経験ができるということから、現行のまま2年で行うことになった。以上が委員会の所管、委員任期の関係である。

加来議長：委員の所管、任期について、原委員長から説明があった。所管については既に変更した部分もあり取り組んできているが、任期は2年ということで委員会から報告があった。これについて質疑はあるか。

(なしという声あり)

加来議長：無いようなので、このように決定してよいか。

(よいという声あり)

加来議長：このように進める。

・模擬議会の開催、議会モニター制度の導入、議員の研修計画について

加来議長：模擬議会の開催、議会モニター制度の導入、議員の研修計画について、説明をお願いします。

原議員：模擬議会開催要領(案)、議会モニター設置要綱、議会議員研修要綱等を配付している。模擬議会は私どもの議会は1度も開催をしていないが、十勝管内の各町村議会を見ると大半の町が行っている。議会の関心を高める、議会活動を知ってもらう、議員のなり手不足につなげるなどの目的で、町内中学生、清水高校生を対象にした模擬議会に取り組むということで、今日までに要綱案を作成することが以前から決まっており、配付のとおり作成をしたところである。実施するに当たっては中学校、高校との協議もあるし、予算が絡むこともあるので執行側との協議も行わなければならない状況がある。この後早急に進めなくてはならない。内容については、中学生と高校生を対象にやるということで、一般質問の形式をとって、答弁は町長が行うということで、議長は清水町議会議長が行い、議員は町議会に関する質問の答弁や子ども議員のフォローを全議員で行うことになっている。以上、配付した模擬議会開催要領(案)に記載されている方向でやりたいと考えているのでよろしくをお願いします。

加来議長：引き続き、議会モニター制度の導入について続けて説明をお願いします。

原議員：議会モニター制度については、町民の声を議会運営に反映させることを目的に、5名から10名程

度の人数で制度を導入し、公募しても人数に不足があれば年代等のバランスを考慮して依頼するというようにした。これも先ほど言ったように、今日を目途に案を作成することになっていたものである。配付のとおり、議会モニター設置要綱を作成しているの、内容を確認し不明な点については質疑をお願いします。

加来議長：続けて、議員の研修計画について説明をお願いします。

原議員：議員の研修計画について説明をする。議員の資質を向上させることについては、まさに本人の意欲が大きく左右することだろうと思うが、そのためにはやはり研修は不可欠なものだろうという押さえをしており、今までと違って研修の機会を増やすということになり、案をつくることになっていたものである。配付のとおり、議会議員研修要綱を作成したところであり、これらについて協議をお願いしたい。

加来議長：最初に清水町模擬議会開催要領（案）について質疑があれば受ける。

（なしという声あり）

加来議長：無いようなので、清水町模擬議会開催要領（案）のとおり今後進めていくことでよいか。

（よいという声あり）

加来議長：それではこのように決定する。

次に、清水町議会モニター設置要綱について質疑を行う。

西山議員：第3条だが、「モニターの定員は10人以内とする」ということで、これはその場に応じて定員は5、6名とかにするということによいか。

原議員：その場に応じてとはどういうことか。

加来議長：その時の状況に合わせてということだと思う。

原議員：そのとおり。10名以上は考えていない。5人から10人の間で町民に参画していただきたいと考えている。

加来議長：ほかに質疑ないか。

（なしという声あり）

加来議長：質疑なしと認める。清水町議会モニター設置要綱についてこのように決定してよいか。

（よいという声あり）

加来議長：このように決定する。

次に、清水町議会議員研修要綱について質疑を行う。

（なしという声あり）

加来議長：清水町議会議員研修要綱については、このように進めることに異議はないか。

（異議なしという声あり）

加来議長：このように進める。

・議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正等について

加来議長：3点目の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正等について説明をお願いします。

原議員：議会議員の議員報酬と期末手当及び費用弁償条例の一部改正についてだが、職務異動の際、減額の場合の報酬額を日割りで計算して支給することに改めている。これについては4月23日の全員協議会で報告したところである。2年任期で委員長等が変わるが、この際に委員長から委員になった時には減額されるということで、これを日割り計算して支給することの明記である。12月の定例会に議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正を提案する予定である。次に期末手当の関係だが、4月23日の全員協議会で報告した際には、人事院勧告に準じた支給の月数に改めることになっていたが、本年になってからボーナスを4.40から4.45月分に引き上げるという人事院勧告が出た。元々清水町議会は4.45月だったが、これを4.40月にすると考えていたが、人事院勧告が4.45月分を支給することになったので本町議会議員の支給月数については変更する必要がなく前回と同じようにする。条例改正を予定していたがしなくなった。

加来議長：質疑はあるか。

（なしという声あり）

加来議長：今後このように決定する。12月定例会に条例改正が提案されるので協力をお願いします。

・タブレットの導入について

加来議長：4点目のタブレットの導入について説明をお願いします。

原議員：11月5日の委員会で、高橋議員からタブレットの導入についての予算を計上してはどうかと提起があった。これまでの経過としては、「議場へのタブレットの持ち込み、議案データ等の提供について」は、改選前の議会から引継ぎがあり、平成27年2月の議会運営委員会で協議をして、「タブレットの個人使用については通信を使わないでの持ち込みは認める。議案データ等の提供は執行側と協議する」との結論になり、平成27年3月の全員協議会でこのことは報告をしている。その後、議案データについては、今事務局でホームページに掲載するようにしているところ。タブレットの導入については、本委員会の調査・検討項目に含まれておらず、本委員会の活動も終了段階に来ているということで、予算も絡むものであるので、このことについては改選後の議会に検討を引き継いで進めていただきたいと決めたところである。

加来議長：タブレットの導入について質疑はあるか。

(なしという声あり)

加来議長：委員長の報告のとおり、次期議会にタブレットの導入について検討を引き継ぐことに決定したいと思うが異議はあるか。

(異議なしという声あり)

加来議長：異議なしと認め、このように決定する。これで議会活性化特別委員会からの報告事項について終了する。

(3) 議会選出監査委員の選任の義務付け緩和について

加来議長：次に(3)について私の方から1点説明をする。議会選出の監査委員選任の義務付け緩和についてということで、地方自治法の一部改正により、平成30年4月から議会選出の監査委員の選任義務付けが緩和され、議員から選任しなくてもよくなった。本町では今、議会選出の監査委員1人と識見の監査委員1人という2人体制で行っているが、議会議員選出の監査委員選任の義務付けが廃止されたことから、この件について、口田監査委員からも協議してもらえないかという話があった。来年1月26日で議員任期が満了になるため、現在の監査委員の意見も参考にしながら、監査委員の選任について提案者である町長と協議をした。その中で、執行側は現状のまま議選1名、識見1名の体制で不都合はなく、監査機能を果たしているため現状のまままでいきたいという結果が出たので、過日の議会運営委員会の中でこのことを確認した。ほかの町村とも比較したが、現状のまままでいくというところがほとんどだったので本町についてもそのように今後進めていくことを確認したのでこの件について質疑があれば受ける。

(なしという声あり)

加来議長：なしということで、現状のまま議会選出監査委員について行っていくということを確認する。

(4) その他

加来議長：(4) その他について、事務局から報告がある。

宇都宮係長：先ほど広報広聴常任委員会の報告と議会活性化特別委員会の報告であったように、平成31年度の予算がどれだけ増額したかという資料を配付しているので説明する(「議会費増額要求内容(議会活性化特別委員会・広報広聴常任委員会調査結果関係)」について説明)。

加来議長：広報広聴常任委員会と議会活性化特別委員会の中で協議されて了承を得た件について、来年度に向けて増額要求をしていかなければならないということについて説明があったが、質疑はあるか。

高橋議員：議会だよりの中で、表・裏表紙カラーで本文2色刷り。これは理想的ではあるが町の広報紙とのバランスはどうなのか確認したい。

宇都宮係長：町長との総合計画のヒアリングなどの中で、表紙カラー・本文2色刷りという要求は伝えているが、町の広報がどうするかは聞いていない。

高橋議員：議会だよりよりは町の広報紙のほうが注目度は高いと思うし、そちらよりもお金がかかるような仕様にするのは議会としていかなものかというのはあるので、バランスを考えて予算を決定していただきたい。

佐藤局長：表紙・裏表紙カラー、中は2色というのはあくまでも委員会の決定なので、それに基づいて予算

要求をしたもの。

加来議長：委員会のほうでもそのような話は特に出ていなかった。執行側がどういう状況かというのは確認した。委員会の中でも、議会がそう取り組むことで執行側もより見やすい広報紙をつくるように影響を与えられるのではないかという協議はされていた。ほかに質疑はないか。

(なしという声あり)

加来議長：質疑なしということで今後このように取り組んでいくことでよいか。

(よいという声あり)

加来議長：このように取り進める。事務局よりもう1点あるので説明をお願いします。

佐藤局長：北海道新聞新得支局・十勝毎日新聞新得支局より、来年1月の町議会議員選挙の執行に関して、現職議員の写真撮影の依頼があった。12月定例会の初日の本会議終了後に写真撮影をするということで打ち合わせをしているので準備をお願いします。12月定例会の関係だが、今日議案を配付させていただいた。定例会の日程について、11月27日に第1回目の議会運営委員会が開催され、おおよその日程が決まっている。開会日については既に周知済みであるが12月11日(火)、一般質問については12月17日(月)・18日(火)、最終日は20日(木)の予定。議案の割り振りは、初日は補正予算、補正予算に関連した人件費の条例改正が2件、損害賠償の額の決定の議案、過疎計画の変更と辺地計画の策定。これらが初日の議案になる。残り条例改正が4件と、十勝圏複合事務組合の規約変更については最終日審議の予定。最終的には一般質問の通告を受けて、4日に議会運営委員会が開催されるのでその中で決定になるが、現状ではそのような予定になっている。

加来議長：事務局より説明があったが質問があれば受ける。

(なしという声あり)

加来議長：無いようなので、12月定例会が11日から始まるが協力ををお願いします。その他何かあれば受ける。

(なしという声あり)

加来議長：無いようなのでこれで全員協議会を終了する。

【 終了 10:37 】